制定　平成２５年１１月２７日　原管廃発 1311276 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　２年　３月３１日　原規規発 20033110 号 原子力規制委員会決定
改正　令和　６年　９月２５日　原規規発 2409255 号　原子力規制委員会決定

使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドについて次のように定める。

平成２５年１１月２７日

原子力規制委員会

使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの制定について

原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドを別添のとおり定める。

附　則

この規程は、平成２５年１２月１８日より施行する。

附　則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１５号）第３条の規定の施行の日（令和２年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年原子力規制委員会規則第５号）の施行の日（令和６年１０月１５日）から施行する。

別　添

使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「原子炉等規制法」という。）第４３条の２６の２及び第４３条の２６の３並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成１２年通商産業省令第１１２号。以下「貯蔵規則」という。）第４３条の２から第４３条の２の１３までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定について、これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。

本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、貯蔵規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第２号。以下「品質管理基準規則」という。）における用語の定義及び用法にしたがうこととする。

なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法及び貯蔵規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

記

１．型式証明関係

（１）貯蔵規則第４３条の２の２第１項第３号の「特定容器等の型式の名称」とは、型式証明の申請に際して、特定容器等の型式を判別するために申請者が付した名称をいい、詳細な設計が異なっていても、同項第４号の事項が同一であれば同一の名称を付すことができる。

（２）貯蔵規則第４３条の２の２第１項第４号の「特定容器等の型式の設計」とは、型式証明を受けようとする特定容器等の型式の設計であって、原子炉等規制法第４３条の５第１項第３号の基準（以下「事業許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。

（３）貯蔵規則第４３条の２の２第１項第５号の「特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる範囲をいう。

（４）貯蔵規則第４３条の２の２第１項第５号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、原子炉等規制法第４３条の４第１項に基づく事業の許可又は同法第４３条の７第１項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

（５）貯蔵規則第４３条の２の２第２項第１号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の型式の設計が、事業許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

（６）貯蔵規則第４３条の２の２第２項第２号の「特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書」とは、特定容器等を使用済燃料貯蔵施設において使用した場合に、当該施設の安全性を損なうような影響を及ぼし得ないこと、及び特定容器等を使用

済燃料貯蔵施設に使用した場合の事故時の安全評価といった特定容器等に求められる安全機能を適切に発揮できることを説明した書類をいう。

（７）貯蔵規則第４３条の２の３の「型式証明の変更の承認」とは、同規則第４３条の２の２の申請時に提出した申請書について、特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

（８）貯蔵規則第４３条の２の３第１項第１号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第４３条の２６の２第３項後段の規定により当該型式の特定機器等の設計の変更をしようとするものをいう。事業許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。

（９）貯蔵規則第４３条の２の３第１項第２号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。
①金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類に相当する事項

(10) 貯蔵規則第４３条の２の３第１項第３号の「特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。
①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの
②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの

２．型式指定関係

（１）原子炉等規制法第４３条の２６の３第３項第３号の「均一性を有するものであること」は、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう品質管理が行われていることをいう。

（２）貯蔵規則第４３条の２の８第１項第２号の「主たる製作工場」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する工場をいう。金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の製作工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製作工場とする。

（３）貯蔵規則第４３条の２の８第１項第４号の「型式設計特定容器等の型式の名称」とは、申請に際して、型式設計特定容器等の型式を判別するために申請者が付した型式の名称をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製作工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第６号の「型式設計

特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要」が同一であれば同一の型式の名称を付することができる。

（４）貯蔵規則第４３条の２の８第１項第７号の「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（２）の「主たる製作工場」における品質管理活動その他「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。

（５）貯蔵規則第４３条の２の８第１項第８号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定容器等を使用することができる範囲をいい、対応する型式証明において使用することができる範囲に適合していなければならない。

（６）貯蔵規則第４３条の２の８第１項第８号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第４３条の８に基づく設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

（７）貯蔵規則第４３条の２の９の「型式指定の変更の承認」は、 同規則第４３条の２の８の申請時に提出した申請書について、型式設計特定容器等の型式の設計等を変更するために承認を受けることをいう。

（８）貯蔵規則第４３条の２の９第２項第３号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、以下に掲げる事項が同一であるものをいう。

①金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類

（９）貯蔵規則第４３条の２の９第２項第４号の「型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。

①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの

②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの

(10) 貯蔵規則第４３条の２の１０の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第４３条の２の８の申請時に提出した申請書について、同条第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

以上